

平成 13 年 10 月 23 日 制定（国空機第 517 号）  
平成 16 年 6 月 28 日 一部改正（国空機第 1361 号）  
平成 17 年 5 月 30 日 一部改正（国空機第 969 号）  
平成 17 年 10 月 1 日 一部改正（国空機第 682 号）  
平成 21 年 7 月 13 日 一部改正（国空機第 226 号）  
平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号）  
平成 30 年 5 月 31 日 一部改正（国空機第 135 号）

## サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：整備業務の管理の受委託の許可に係る運用指針

### I 総 則

本運用指針は、「業務の管理の受委託の許可実施要領」（平成 15 年 12 月 24 日付け；国空航第 932 号、国空機第 984 号。以下「要領」という。）を補足し、本邦航空運送事業者の事業の用に供する航空機の整備に関する業務の管理の受委託に係る許可（航空法（以下「法」という。）第 113 条の 2 第 1 項）について、その運用要領を定めるとともに許可基準（法第 113 条の 2 第 2 項）の細則を定めるものである。

### II 基本的考え方

- (1)整備業務の管理の受委託とは、整備に係る指揮監督権限を含めた包括的な受委託であり、具体的には、運航や整備の受委託が行われる場合において、整備に関する具体的な業務の内容・作業手順等まで受託者が決定し、受託者の実質的管理の下に業務が行われるもののことである。
- (2)整備業務の管理の受委託における受託者は、管理業務の受託に伴い、結果として安全に関する一定の管理責任を負うこととなる。この責任は、損害賠償等の経済的責任にとどまらず、航空運送事業者に課せられている社会的責任の多くを包含することとなるものである。
- (3)以上から、整備業務の管理の受託者は、当該型式機に関して、整備業務を適切に実施する能力に加えて、整備プログラムの策定、運用許容基準の運用等航空運送事業者が行うべき整備業務の管理を適切に行う能力を有する者でなければならない。特に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものが受託者の場合は、航空運送事業者と同等以上の整備業務の管理を適切に行う能力が必要である。

- (4)特に、整備及び運航の方式が実質的に同等と見なせる親会社及び子会社の関係等グループ企業の関係（以下「グループ企業等の関係」という。）にある者以外の航空運送事業者には整備業務のみの管理の委託をしようとする場合又は整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務のみの管理の委託をしようとする場合には、航空機の安全かつ円滑な運航が、整備業務と運航業務の係の上になり立つことから、委託者で行う運航業務の管理と委託する整備業務の管理が齟齬なく関係が取れることが重要である。
- (5)一方、当該運送に係る航空運送事業者は、あくまでも委託者であり、旅客や荷主に対する最終的な運送責任を有するのは委託者である。したがって、委託者は、整備業務に係る管理責任を完全に放棄できるわけではなく、受託者が行う航空機の整備及びその管理について適切に管理・監督（以下「監理」という。）する責務を有するとともにその能力が求められる。
- (6)特に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務の管理を委託しようとする場合には、委託者は航空運送事業者として、受託者が整備業務の管理を行うに当たり必要な安全管理・運航・整備等に関する方針等を受託者に提供するとともに、航空運送事業者が本来行うべき整備業務の管理（整備プログラムの策定、運用許容基準の運用等）を含め、受託者が航空機の整備及びその管理を適切に行っていることについて、委託者は常時監理することにより、委託者と受託者とが関係して一体的な整備体制を構築することが求められる。
- (7)さらに、航空運送事業を行っているのが委託者である以上、法第 102 条の運航管理施設等の検査、法第 103 条の 2 の安全管理規程等、法第 104 条の整備規程の認可、の規定は、委託者に適用される。具体的には、次のとおりである。
- (a)法第 102 条については、受託者が使用する運航管理施設等について、委託者の事業の用に供するものとして検査が実施される。
- (b) 法第103 条の2 については、委託者は整備に関する内容も含め安全管理規程を定めることが求められる。
- (c) 法第104 条については、委託者は、委託する業務の範囲及び内容、受託者に対する監理の方法等に関し整備規程に定めることが求められる。
- (d) 法第111 条の4 及び法第111 条の6 については、委託者は整備に関する事態も含め、安全上の支障を及ぼす事態の報告を行い、また、安全報告書の公表を行わなければならない。
- (8)法第 113 条の 2 は、このような委託者と受託者の関係に着目して、業務の管理の受委託に係る許可基準の一として、「委託者及び受託者の責任の範囲が明確であること」を規定している。整備については、その管理業務が、互いに密接に関連する多様な業務の総体として構成され、各々の管理業務に係る「責任」も他の管理業務に係る「責任」と密接に関連していることから、整備の分野において一部管理業務のみを委託することとした場合、特定の型式の航空機に着目して整備管理の業務を委託する方式等一部の形態を除き、一般的には「責任の範囲」を明確とすることが極めて困難となる。このような場合

には、実質的な整備コントロールを委託者・受託者のいずれが有するかを分析判定し、「作業の委託」又は「管理の委託」であるのか明確に識別される必要がある。

### Ⅲ 運用要領及び許可基準細則

以下の事業形態において整備業務の管理の受委託を行おうとする場合の許可基準の細則及び運用要領は、Ⅲ－１及びⅢ－２のとおりとする。

- ① グループ企業等の関係にある本邦航空運送事業者間における整備業務のみの管理の受委託（サーキュラーNo.4-006「共通事業機の取扱いに係る基本方針について」に従うグループ企業等の関係にある者間の共通事業機の運用を含む。）
- ② グループ企業等の関係にない本邦航空運送事業者間における整備業務のみの管理の受委託（既に自社において整備業務の管理業務を行っている航空運送事業者が、整備業務の管理を委託する場合に限る。）
- ③ 整備改造認定事業者であつて航空運送事業者でないものを受託者とする整備業務のみの管理の受委託
- ④ 外国の航空会社からのウェットリース（受託者が外国の航空運送事業者である場合であつてその管理下にある航空機・乗員をウェットリースする形態。）
- ⑤ 他の本邦航空運送事業者からのウェットリース

#### Ⅲ－１ 許可基準細則

##### (1) 許可の対象

航空機の整備が、その管理及び実施を含め、受託者の整備マニュアルに従って受託者により一括して行われる場合に限り、整備に関する業務の管理の受委託に係る許可の対象とすることができる。ただし、受託者自身が当該航空運送事業の事業主体であるとした場合と同等以上の委託管理が行われ安全上支障がないと判断されるときは、一部整備作業の実施についてその再委託を認めることができるものとする。

##### (2) 委託者及び受託者の整備及び運航の同一性（整備業務のみの管理の受委託に限る。）

航空機の安全かつ円滑な運航は、整備業務及び運航業務の連係の上に成り立つことから、整備業務のみの管理の受委託の場合には、自社で行う運航業務の管理の制度及び委託する整備業務の管理の制度は齟齬なく連係が取れるよう、基本的に同等であるとみなせる必要がある。グループ企業等の関係にある航空運送事業者間の場合には、一般的にこれらはほぼ同等であるが、グループ企業等の関係にない場合には、これらが実質的に同等であると認められる者であることが必要である。具体的な要件は次のとおりである。

- (a) 整備に係る整備従事者の能力及び資格要件が同等であること。
- (b) 整備及び運航に係る方式及び手順等が同等であり、整備及び運航の接点業務にあつて、支障を来すことのないものであること。（管理の受委託を行う型式機の運用許容基準は実質的に同一であること。）

- (c) 整備の方式、整備の方法及び限界使用時間等の設定にあたっての考え方が同等であること。
- (d) 受託者の整備の実施及び管理に必要な整備情報、重要故障情報、信頼性管理情報等の取扱いが委託者と同等以上であること。
- (e) 品質管理、技術管理等の方式が同等であること。
- (f) 整備記録の方法が同等であり、その保管、管理及び交換の方法が明確に定められていること。
- (g) 整備業務について、見解の相違等を迅速に処理するための方法が明確に定められていること。
- (h) 委託者の運航管理者、運航乗務員等及び受託者の整備担当者が情報交換を行う手順及び方法が定められていること。

同様に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務のみの管理の委託をしようとする場合も、委託者と受託者とが連携して一体的な整備体制を構築していると認められ、かつ、委託者の運航業務の管理と受託者の整備業務の管理が齟齬なく関係が取れるものであることが必要である。

### (3) 受託者の要件

#### ① 一般的管理能力

当該受委託に係る型式の航空機を運航する本邦航空運送事業者、国際民間航空条約締約国（航空運送事業のための運航について、我が国と同等以上の安全に係る基準及び手続きにより証明等を行っているものと認められるものに限る。）の航空運送事業者（当該受委託に係る型式の航空機について整備業務の管理を自ら実施していない者を除く。）又は当該受委託に係る型式の航空機について、整備業務の管理を行う組織と適切な能力を備えた要員を有し、整備マニュアルに従って整備業務の管理を適切に実施できると認められる整備改造認定事業者であること。ただし、整備業務のみの管理を受託する場合であって、過去の実績、現在の体制、要員の知識経験等から、当該型式機について整備業務の管理を行う能力があると認められるときはこの限りでない。

#### ② 一般的業務実施の能力

当該受委託に係る型式の航空機に関する整備改造認定事業者であること。ただし、「外国の航空会社からのウェットリース」の場合には、これと同等以上の能力を有していると認められる者でもよい。

#### ③ 当該受委託に係る業務実施・管理の能力

当該受委託に係る航空機について、整備業務及び整備管理業務を行う体制（組織、要員及び制度。安全管理体制（委託者が法第103条の2の規定に基づき安全管理規程を作成することが義務付けられているものにあつては、当該安全管理規程に対応するもの）を含むものとする。）を有しており、委託者の事業計画に対応して整備業

務を適切に実施する能力に加えて、委託者の運航環境に則した整備プログラムの策定、運用許容基準の運用等航空運送事業者が本来行うべき整備業務の管理を適切に行う能力を有すると認められる者であること。

特に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務のみの管理の委託をしようとする場合は、「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可申請要領」Ⅲ.8（整備管理業務に関する事項）に定める基準を満たすものであること。

#### ④ 整備マニュアル

受託者の整備マニュアルが、航空法施行規則（以下「規則」という。）第214条に規定する航空機の整備に関する事項について同条の技術上の基準を満たしているものであること。また、当該受委託に係る型式の航空機の整備業務の管理について、サーキュラーNo.4-004「整備規程審査要領」及び「整備規程審査実施要領細則」に定める必要な事項が規定されており、その基準を満たすものであること。特に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務の管理を委託しようとする場合には、委託者から提供される安全管理・運航・整備に関する方針等を反映させること。ただし、外国の航空会社からのウェットリースの場合であって運用許容基準が運航マニュアルのみに規定されている等、安全上問題がないと認められる事項についてはこの限りでない。

### (4) 受委託の安全性の要件

#### ① 委託者の要件

委託者は、法第100条第1項の許可を受けた者であること。さらに、運航業務及びそれに伴う整備を一括して委託する者にあつては、要領3.(2)①(a)及び(b)を満足する者であること。

#### ② 委託者が行う業務及び責任の範囲

要領3.(2)②に定めるもののほか、委託者は次の事項に従わなければならない。

- (a) 整備プログラム、整備管理の方法、運用許容基準等受託者の定める整備マニュアルが規則第214条の技術上の基準を満たし、かつ委託者の事業を行うにあたって適切であることを確認するものとする。受託者の整備マニュアルが変更される時も同様とする。なお、受託者が外国の航空運送事業者である場合には、これらに加えて当該外国当局が当該整備マニュアルを承認していることを確認しなければならない。
- (b) 委託を開始する前に、受託者が必要な体制・能力を有していることを審査するものとする。
- (c) 受託者による業務の実施方法を適宜審査するとともに、業務の実施状況について定期的に及び必要に応じて監査を行い、受託者が整備マニュアルに従って業務を実施し、かつ業務の管理を適切に行っていることを確認するものとする。また、これらを踏まえて、必要に応じて改善措置を求めるものとする。

- (d) 当該航空機が適切な者によりメンテナンスリリースされていることを確認するものとする。ただし、外国の航空会社からのウェットリリース及び他の本邦航空運送事業者からのウェットリリースの場合におけるライン整備についてはこの限りでない。なお、確認は、定例整備等については自社で航空機を使用するまでに報告を受けることにより、またライン整備については、機長が出発前に航空日誌を確認することにより行うことができるものとする。
- (e) 特に、整備改造認定事業者であつて航空運送事業者でないものに整備業務の管理を委託しようとする場合にあつては、受託者が整備業務の管理を行うに当たり必要な安全管理・運航・整備に関する方針等を受託者に適確に提供するとともに、上記(a)から(d)に加え、日常の不具合発生状況、運用許容基準の適用又は不具合是正措置等の整備状況を把握することにより、受託者が整備業務の管理及び整備業務を適切に行っていることを常時監理するものとする。

### ③ 受託者が行う業務及び責任の範囲

要領 3.(2)③に定めるもののほか、受託者は次の事項に従わなければならない。

- (a) 受託者は、当該受委託に係る整備業務及び整備管理業務を実施するに当たって、委託者に替わつてその責任を担うものであり、整備措置、不具合の再発防止対策等個々の業務に際して、航空運送事業者間の管理の受委託にあつては、自社機の整備と同等の品質を確保しなければならない。また、整備改造認定事業者であつて航空運送事業者でないものが受託者である場合にあつては、委託者から提供される安全管理・運航・整備に関する方針等を反映し、かつ委託者の確認を受けた整備マニュアルに従つて適切な整備品質を確保しなければならない。
- (b) 管理の受託に係る業務を総括する者として、管理受託総括責任者及び同担当者（当該受委託に係る型式の航空機又は技術的にこれと同等と認められる型式の航空機についてサーキュラーNo.4-001「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」Ⅲ3.2(d)又は(e)に定める知識・経験を有するほか、委託者の整備規程、整備システムに精通した者でなければならない。）を指名するものとする。
- (c) 耐空性改善通報の実施報告については飛行規程に関するもの等委託者が報告を行う場合を除き、受託者が行わなければならない。また、整備における不具合等の航空局への報告は、委託者が行う法第111条の4に基づく報告を除き、受託者が行わなければならない。

### (5) 契約

- ① 受委託に関する業務の内容並びに委託者及び受託者の責任の範囲が、当該受委託契約書において、詳細かつ明確に定められていること。整備業務のみの管理の受委託を行う場合には、特に業務の分担及び責任の範囲が曖昧性を残すことがないこと。
- ② 次の内容について契約書に明確に定められていること。

- ・ 委託者が受委託契約に基づき受託者が実施する業務に対する委託管理業務に対し責任を負うこと。
  - ・ 受託者が受委託契約に基づき実施する業務の品質を法令等に適合させる責任を負うこと。
  - ・ 受託者が委託を受けた航空機の整備に関し安全に関わる最終的な決定を行い、委託者に通知しなければならないこと。また、受託者が航空機の耐空性が確保されていないと判断した場合には、委託者はこの決定に従わなければならないこと。
- ③ 委託者が適切な監理を行うことができるよう、当該受委託契約において、要領 3.(2) ⑦に定めるもののほか、資料、情報等の報告事項、監査の実施等必要な事項が明確に定められていること。

(6) その他の要件

- ① 受託された整備管理業務の再委託は、管理のための補助的な業務（技術資料の最新化、SB の発行リストの作成、コンピューターへのデータ入力、英文の翻訳和文化作業等の判断・判定を伴わない事務に限る。）を除き、許容しない。

### III-2 運用要領

(1) 運航管理施設等の検査

要領 4.2②のほか、サーキュラーNo. 4-002 「「運航管理施設等の検査要領」、「運航管理施設等の検査要領細則（整備関係）」及び「運航管理施設等の検査項目（整備関係）」に従って、運航管理施設等の検査を受けること。

(2) 委託者の整備規程

委託者は、整備規程に、「整備業務の管理の委託」に関する項目を設け、以下の事項を規定すること。なお、整備規程を階層化し、最上位の規程に概要を定め、詳細を下位の規程に定めることとしてもよい。

- ・ 委託先
- ・ 委託する整備業務及びその管理の範囲並びに内容
  - －当該受委託に係る航空機の型式及び機番を特定する。
  - －受託者が行う業務及び責任の範囲を規定する。
- ・ 受託者による整備業務及びその管理の方法
  - －受託者が準拠する整備マニュアルを特定する。
  - －整備業務の一部又は管理補助業務の再委託を行う場合はその内容及び管理の方法を規定する。
  - －受託者を代表する管理責任者を特定する。
- ・ 委託者が、受託者による業務の管理を監理する方法
  - －委託者が行う業務及び責任の範囲を規定する。
  - －監理に従事する者の教育訓練の方法を規定する。

- －当該監理業務の実施方法、手順、基準を規定する。
- －監理業務の結果の取り扱い方法を規定する。
- －委託者を代表する監理責任者及び担当組織を特定する。
- ・その他委託の方法

### (3) 受託者の整備マニュアル

- ① 受託者が当該型式機を運航及び整備する本邦航空運送事業者である場合には、受託者は整備規程に「整備業務の管理の受託」に関する項目を設け、以下の事項を規定すること。なお、整備規程を階層化し、最上位の規程に概要を定め、詳細を下位の規程に定めることとしてもよい。
  - ・委託元
  - ・受託する整備業務及びその管理の範囲並びに内容
    - －当該受委託に係る航空機の型式及び機番を特定する。
    - －受託者が行う業務（委託者が行う監理業務のために受託者が行う報告を含む。）及び責任の範囲を規定する。
  - ・整備業務及びその管理の方法
    - －準拠する整備マニュアルを特定する。
    - －整備業務の一部又は管理補助業務の再委託を行う場合はその内容及び管理の方法を規定する。
    - －受託者を代表する管理責任者を特定する。
  - ・その他受託の方法
- ② 受託者が当該型式機を運航及び整備する本邦航空運送事業者ではない場合又は整備改造認定事業者であつて航空運送事業者でないもの場合は、委託者の確認の下、上記①及びサーキュラーNo.4-004「整備規程審査要領」及び「整備規程審査実施要領細則」に準拠してその整備マニュアルを定め、航空局安全部航空事業安全室長（委託者が特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者の場合には、前任整備審査官）の承認を得なければならない。整備マニュアルを変更する場合も同様とする。
- ③ 整備マニュアルについては、必要に応じて、業務規程又は外国航空当局が承認した整備に関する規程を引用して定めることができるものとする。

## IV その他

- (1) 航空局安全部航空事業安全室長が、この運用指針によることが必ずしも適当でないと認めた場合には、同等以上の安全性を確保することができるものと認められる範囲内で、他の方法によることができるものとする。なお、この場合にあつても、法、規則及び要領の規定に従うものでなければならない。



附則

1. 本サーキュラーは、平成13年10月23日から適用する。

附則（平成16年6月28日）

1. 本サーキュラーは、平成16年6月28日から適用する。

附則（平成17年5月30日）

1. 本サーキュラーは、平成17年5月30日から適用する。

2. 本サーキュラーの施行の前に整備業務の管理の受委託の許可を受けている者にあつては、本サーキュラーの施行の日から起算して12ヶ月を経過するまでの間は、従前の例を適用することでもよい。

附則（平成17年10月1日）

1. 本サーキュラーは、平成17年10月1日から適用する。

附則（平成21年7月13日）

1. 本サーキュラーは、平成21年7月13日から適用する。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（平成30年5月31日）

1. 本サーキュラーは、平成30年5月31日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空事業安全室整備審査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8731

FAX 03-5253-1661